

明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施術所名\_\_\_\_\_  
施術所の所在地\_\_\_\_\_  
電話番号\_\_\_\_\_  
施術管理者名\_\_\_\_\_  
登録記号番号\_\_\_\_\_

○○厚生（支）局長 様

（この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。）

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況（ア又はイに○を記載）

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注1）

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注2）

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無（ア又はイに○を記載）

- ア 使用している  
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数

( ) 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。（この場合も、明細書発行体制加算を請求できます）

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。